



I
都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II
相模原市の概況

III
都市づくりの課題

V 区別構想

IV
全体構想

V
区別構想

VI
実現化方策

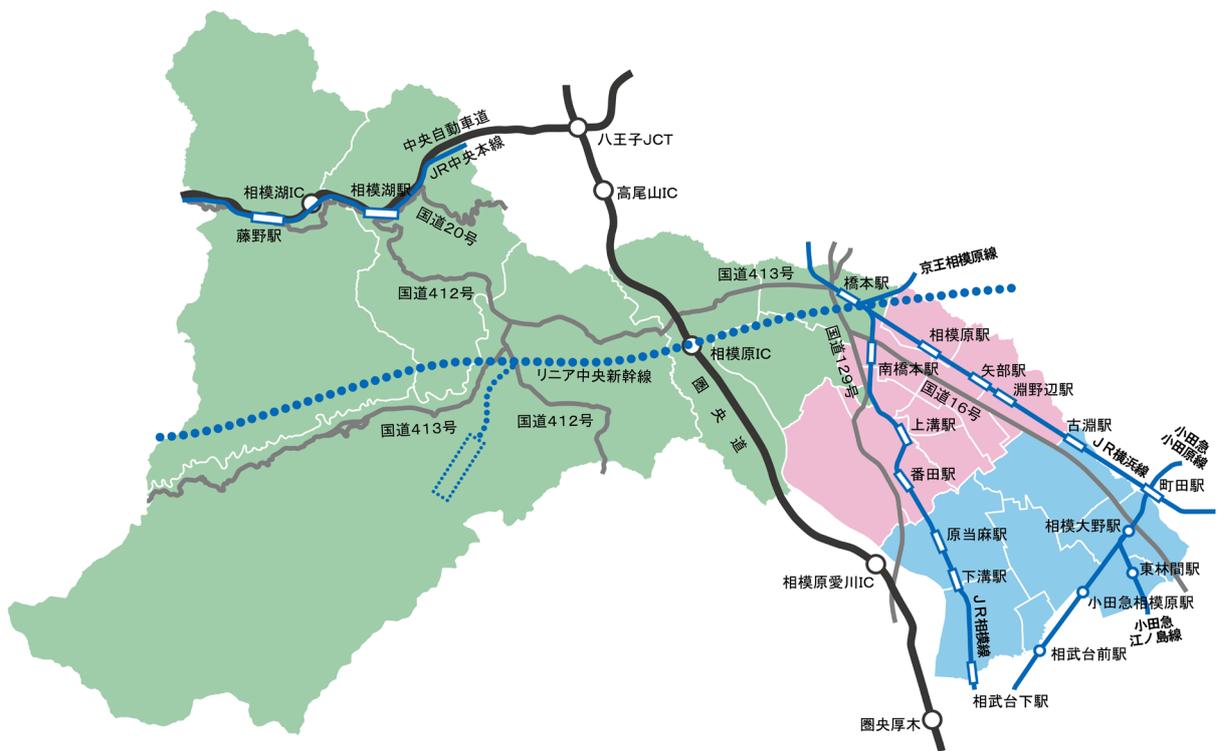
I 都市計画マスタープランの策定に当たって

区別構想は、全体構想に示された都市づくりの方針、相模原市総合計画*の区別基本計画における区の目指す姿・取組目標・取組の方向と連携・整合の上、各区の特性に応じた都市づくりの方向性を示すものです。

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想



V 区別構想

VI 実現化方策



1 緑区

1-1 緑区の現況と課題

(1) 緑区の現況

① 人口・世帯数

- 平成27年の国勢調査における緑区の人口は、約17.4万人で市全体の24.1%を占めます。推移をみると、平成22年まではゆるやかな増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じています。
- 世帯数は約7.1万世帯で、1世帯当たりの人員は約2.44人となっています。1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がみられます。

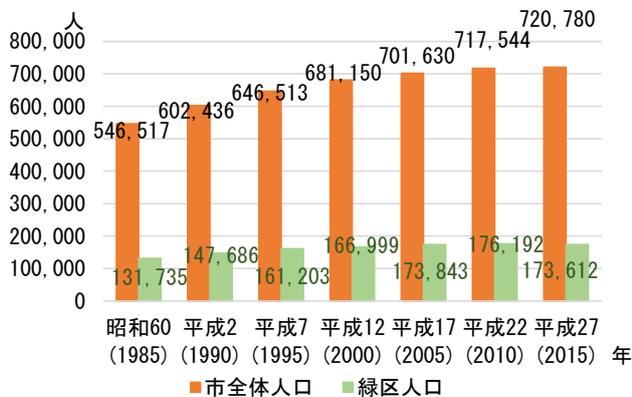
<人口・世帯の現況>

	緑区	市全体
総人口	173,612人	720,780人
年少人口	21,474人(12.4%)	88,850人(12.4%)
生産年齢人口	108,099人(62.7%)	454,821人(63.6%)
前期高齢者人口	25,662人(14.9%)	98,321人(13.8%)
後期高齢者人口	17,170人(10.0%)	72,719人(10.2%)
世帯数	71,182世帯	311,188世帯
世帯あたり人員	2.44人/世帯	2.32人/世帯
人口密度	6.8人/ha	21.9人/ha
面積	25,393ha	32,891ha

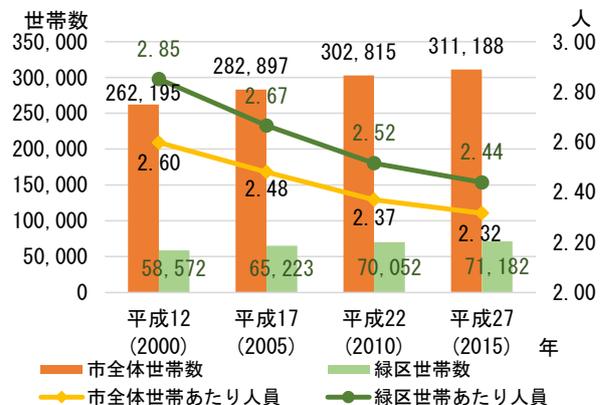
※総人口は年齢不詳分も含むため年齢3区分の合計と一致しない

出典：平成27年国勢調査、平成30年版統計書

<総人口推移>



<世帯数推移>



※平成12年は小地域集計から区ごとに作成

平成17年は神奈川県統計センターHP情報から区ごとに作成

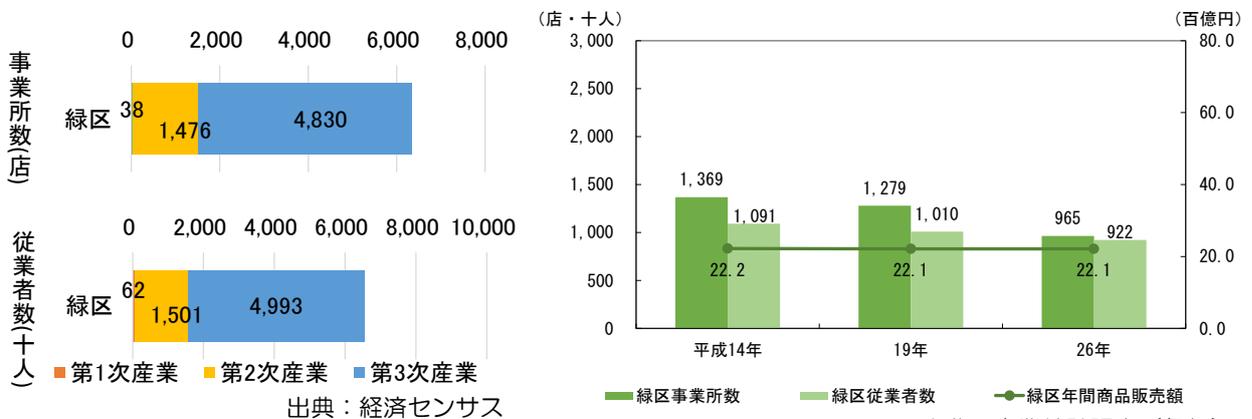
出典：国勢調査(各年)



② 産業動向

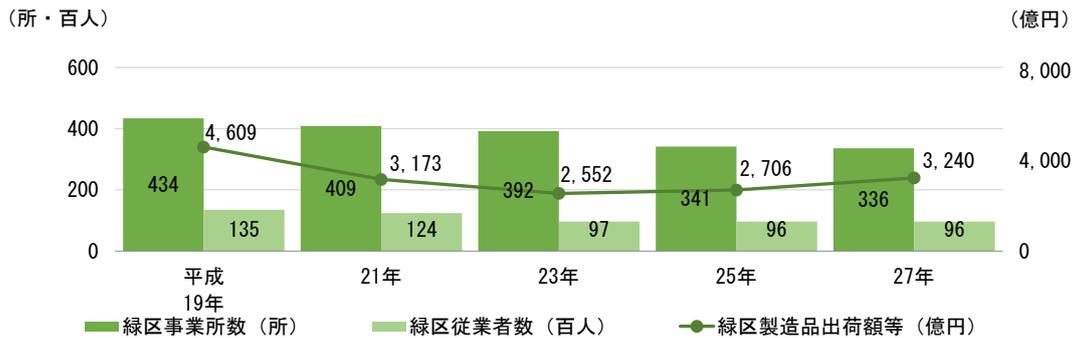
- 産業分類別の第2次産業（製造業など）が2割程度、第3次産業（サービス業）が8割程度を占めています。
- 卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は減少傾向である一方、年間商品販売額は、横ばい傾向となっています。
- 事業所数、従業者数は減少傾向である一方、製造品出荷額等は近年増加傾向にあります。
- 観光客数及び観光客消費額は平成27年に大幅に増加しましたが、平成29年は減少しています。

＜産業別事業所数及び従業員数（平成26年）＞ ＜卸売業・小売業の事業所数等の推移＞



※平成26年は統計調査方法の変更があったため、前回統計の数値との比較はできません。

＜事務所数・従業員数・製造品出荷額の推移＞



＜観光客数と観光客消費額の推移＞



I 都市計画マスタープランの策定に当たって
II 相模原市の概況
III 都市づくりの課題
IV 全体構想
V 区別構想 緑区
VI 実現化方策

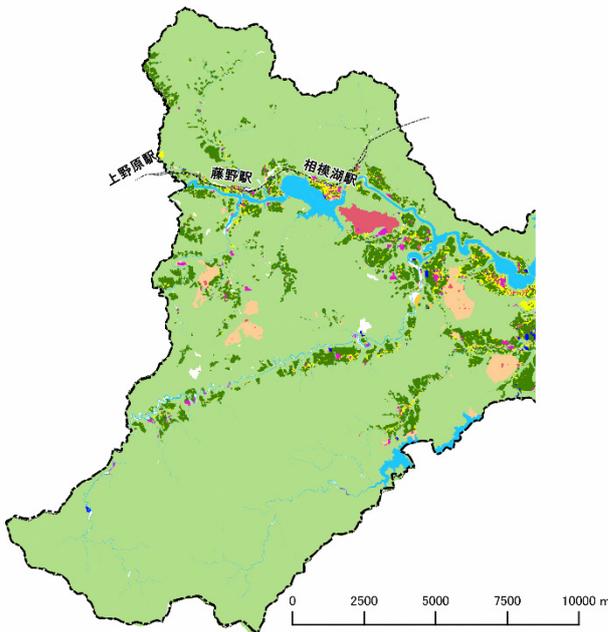


③ 土地利用

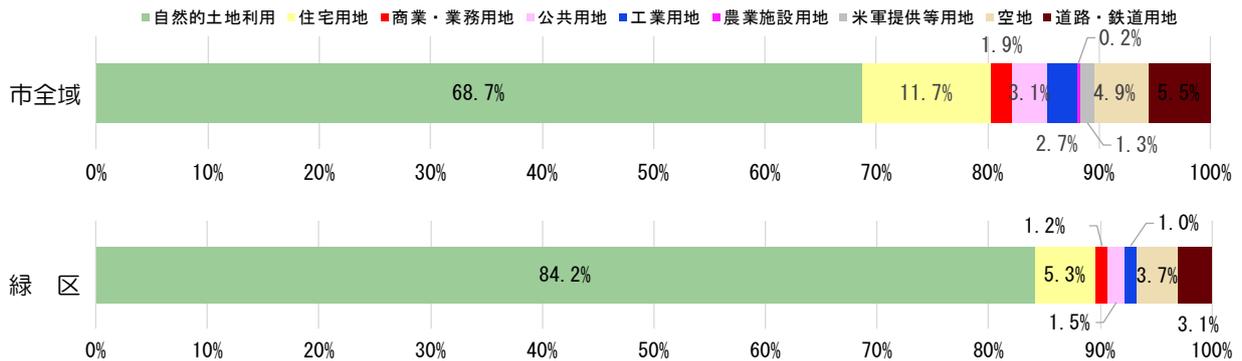
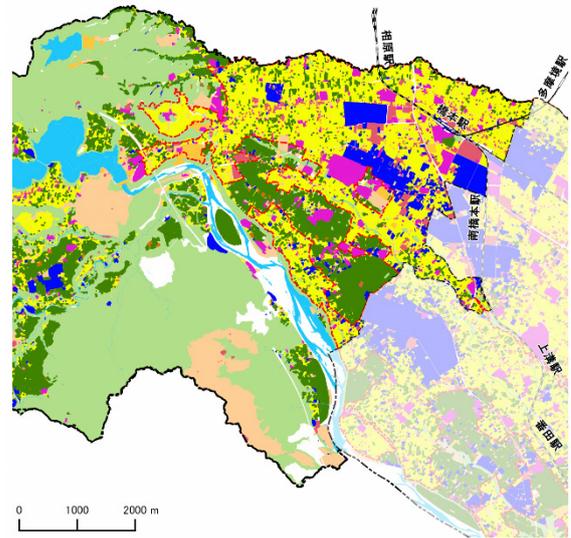
- ・緑区は自然的土地利用が8割強、都市的土地利用が1割強となっています。
- ・東部の市街化区域*内には住宅地が広がっているほか、西部の国道20号や国道412号沿道にも低層住宅を中心とした住宅がみられます。
- ・南橋本駅の周辺には大規模な工場が立地しています。
- ・国道16号や国道413号の沿道には商業地としての土地利用がみられます。
- ・西部の中山間地域*には、山林や農地など自然的土地利用が広がっています。

<土地利用現況>

《 西部 》



《 東部 》



出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還などを反映）

I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

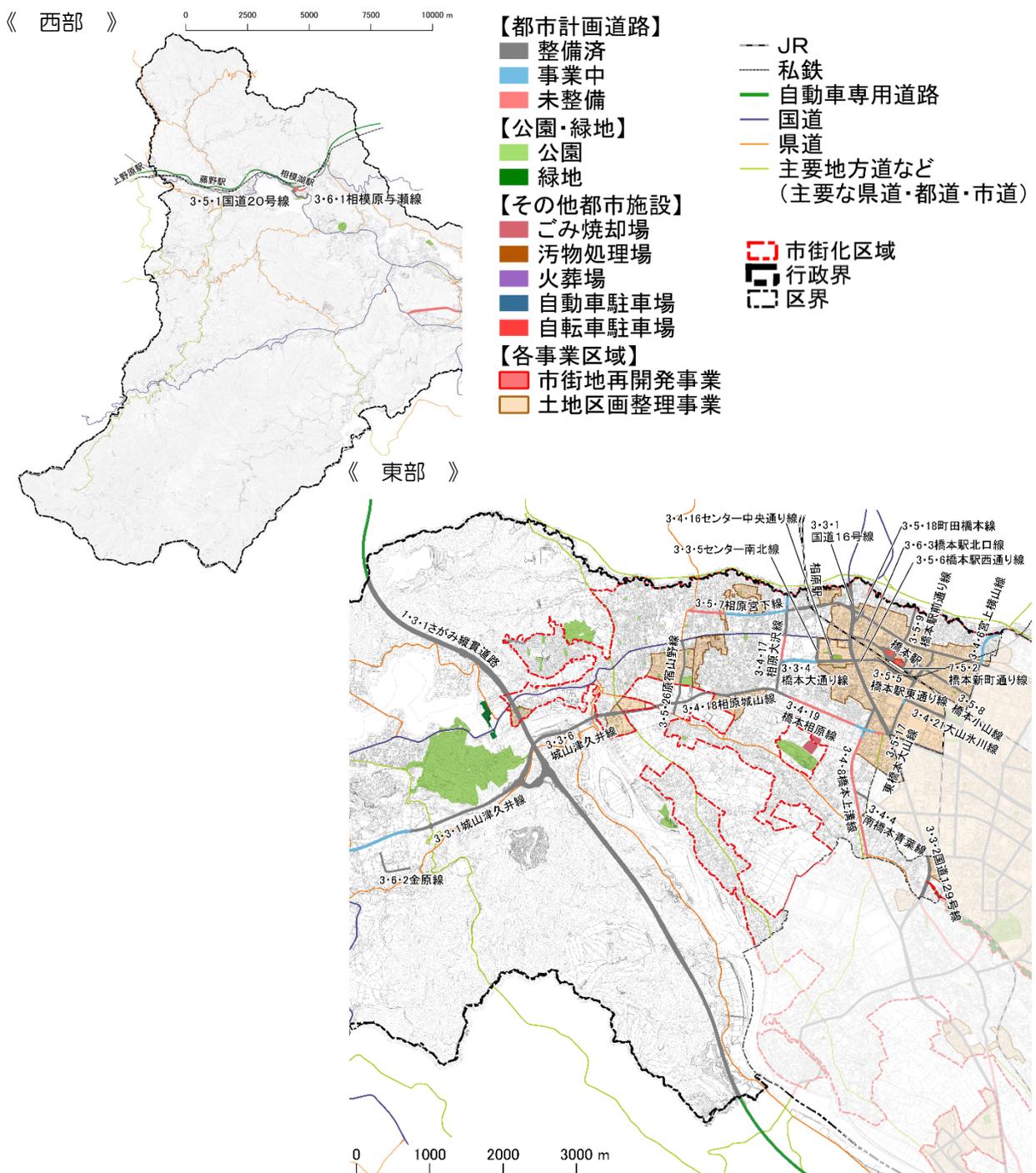
V 緑区別構想

VI 実現化方策

④ 市街地整備と幹線道路網

- 区の東部の一部は、戦前の「軍都計画」に基づく土地区画整理事業*が施行されたことから、敷地形状が整形で、道路などの都市基盤*が整っています。
- 相模湖駅前や橋本駅周辺でも土地区画整理事業が完了しており、橋本駅周辺の2地区では市街地再開発事業*も施行されています。
- 都市計画道路*として（都）国道16号線や（都）城山津久井線などを定めており、そのうち、（都）城山津久井線や（都）宮上横山線などの一部が事業中です。

＜市街地開発事業*及び都市計画道路などの状況＞



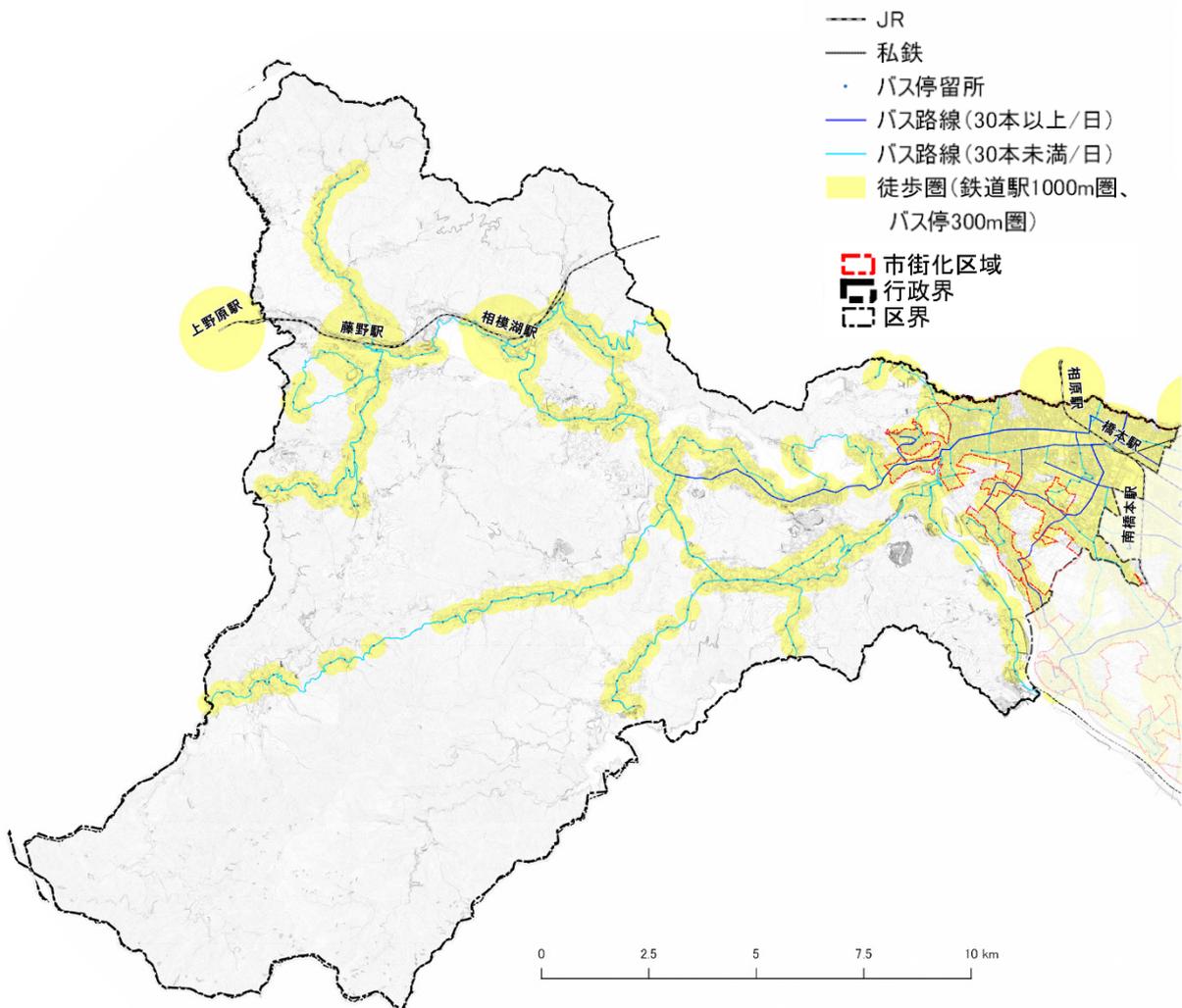
出典：相模原市資料（令和元年6月）



⑤ 公共交通

- 鉄道としてJR横浜線、JR相模線、JR中央本線及び京王相模原線があり、区内には橋本駅、相模湖駅及び藤野駅があります。
- バス交通網は、市街化区域*をおおむね網羅しています。西部の中山間地域*では、集落におけるバス交通網は、おおむね網羅されているものの、1日の運行本数が30本未満/日の路線が多い状況です。

<鉄道網及びバス路線の現況図>



出典：国土数値情報、交通事業者HP 情報から作成（平成31年4月）



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想
緑区

VI 実現化方策

⑥ 水とみどり

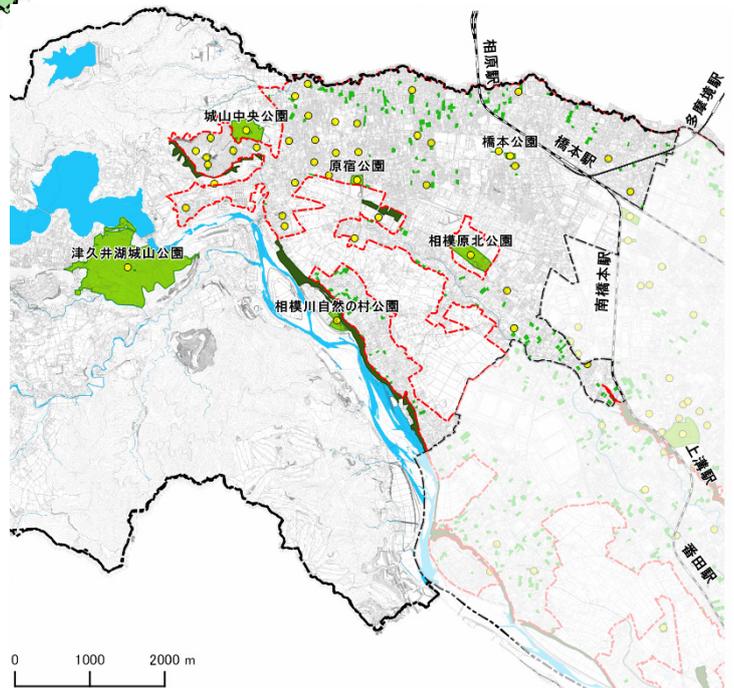
- 中山間地域*には、豊かな自然環境を有する丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などがあります。
- 都市計画公園*として、県立津久井湖城山公園、相模湖林間公園、相模原北公園などがあります。
- 相模川沿いの斜面林や若葉台地区の南側斜面が特別緑地保全地区*（市街地近郊における緑地を保全するもの）に指定されています。
- 区内には相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、城山湖及び奥相模湖があります。

<自然公園*・都市公園・緑地等の分布>

《 西部 》



《 東部 》



- 都市公園 中心点
- 都市公園
- 特別緑地保全地区
- 生産緑地地区
- 自然公園地域
- 水域

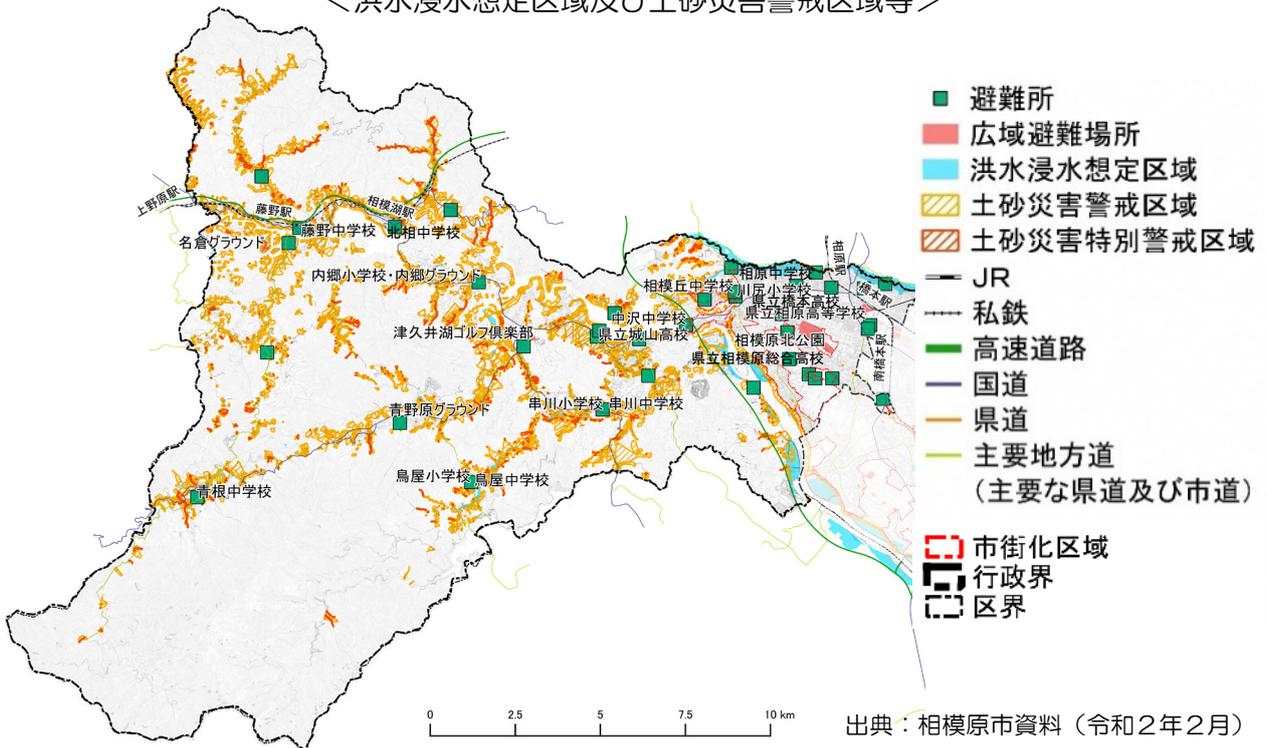
- 市街化区域
- 行政界
- 区界



⑦ 想定される自然災害

- ・水害に関しては、境川や相模川沿いの一部の地域において、洪水浸水想定区域*に指定されています。
- ・中山間地域*においては、土砂災害特別警戒区域*や土砂災害警戒区域*の指定箇所があります。
- ・地震災害に関しては、最大震度6強の揺れに見舞われる箇所が想定されます。

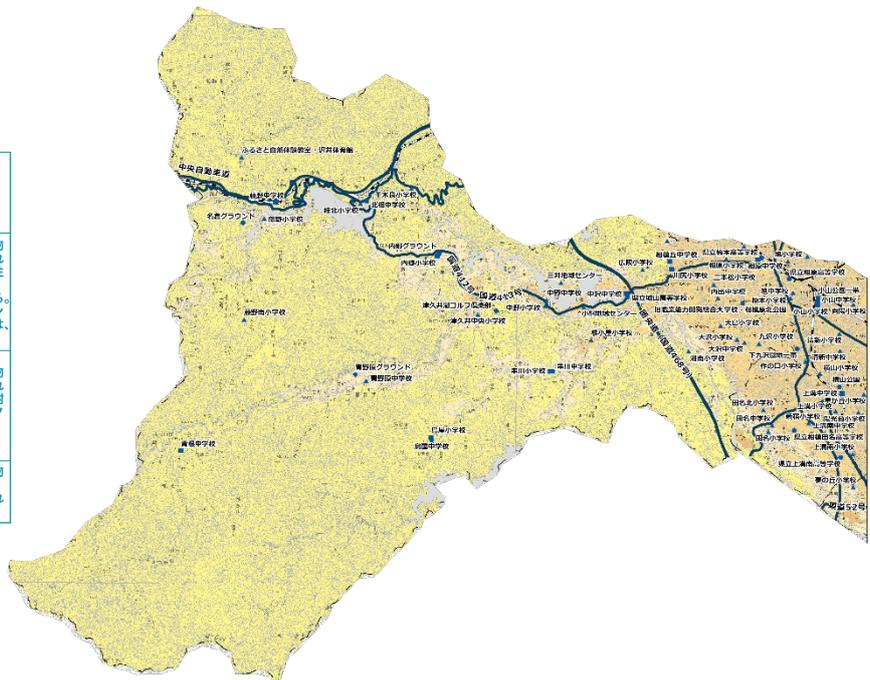
<洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等>



<揺れやすさマップ>

震度階級	計測震度	建物の状況
震度7	6.5以上	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増え、耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。
震度6強	6.4 6.3 6.2 6.1 6.0	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。
震度6弱	5.5以上 6.0未満	耐震性の低い木造建物は、互が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。

※市域は6.4以上を予測されています。



出典：地域別揺れやすさマップ（緑区全体）

I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想
緑区

VI 実現化方策



(2) 緑区の課題

■土地利用

- ・橋本駅周辺における本市の中心市街地及び首都圏南西部の玄関口にふさわしい土地利用の誘導
- ・生活拠点における既存の都市機能*・都市基盤*ストックを生かした市街地形成
- ・住宅地や工業地など個性や特色を生かした土地利用の誘導
- ・住宅と工場などの用途混在地区における適切な土地利用
- ・相模原IC周辺における適切な土地利用
- ・丹沢大山国定公園などの自然環境やまとまった農地の適切な保全と活用
- ・人口減少下における既存集落のコミュニティや地域活力の維持
- ・既存施設を活用した観光拠点の整備及び観光客が訪れるための基盤づくり

■交通

- ・津久井広域道路*など広域幹線道路の整備
- ・橋本駅周辺における「首都圏南西部における広域交流拠点」にふさわしい交通機能の強化
- ・幹線道路などの交通渋滞の解消（国道16号、国道413号など）
- ・安全に利用できる道路環境の整備や維持管理
- ・地域の実情にあった公共交通機関などの交通ネットワークの形成
- ・中山間地域*における移動手段の維持確保

■自然環境

- ・県立陣馬相模湖自然公園などの自然環境の適切な保全と活用
- ・市の中核となる「水とみどりのふれあい交流拠点」の保全と機能強化
- ・相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、相模川、道志川などの水質保全や親水空間の形成
- ・身近な都市公園の整備及び活用の促進
- ・農地や里地里山の保全と活用

■景観

- ・橋本駅周辺における活力とにぎわいのある景観形成
- ・生活拠点における周辺の自然環境に配慮した景観形成
- ・歴史的まちなみや文化財を生かした景観形成
- ・丹沢大山国定公園、湖、河川など豊かな自然環境を生かした景観形成

■住環境

- ・橋本駅周辺における魅力ある住環境の形成
- ・人口減少などに伴う、住宅地や住宅団地における空き家の増加への対応
- ・老朽化した市営住宅の適切な維持管理
- ・住宅地、集落など様々な特性の住環境の維持
- ・産業系施設周辺における住環境と創業環境の調和
- ・住宅地や通学路などの暗所や死角の解消
- ・子どもを安心して育てることができる環境整備

■防災

- ・土砂災害などの自然災害への対応
- ・災害時における避難経路の確保
- ・災害リスクの周知と適正な居住の誘導



1-2 緑区の都市づくりの方針

【緑区の目指す姿・取組目標・取組の方向】

実る緑区

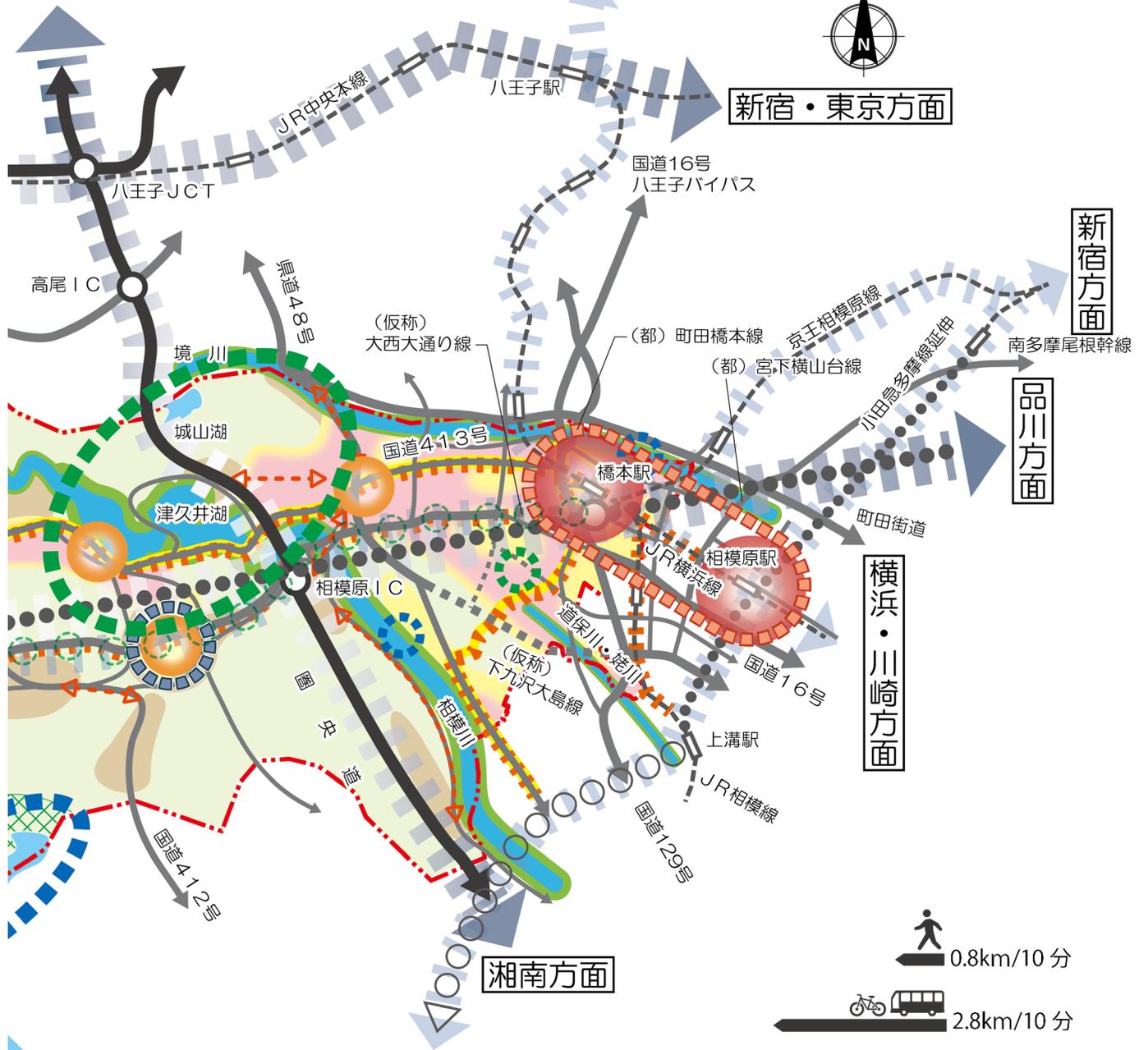
～都市と自然がつながり合うまちを目指して～

- ① 「守り合う・助け合う」まちづくり
 - ・大規模災害に備え、防災力の強化に取り組みます
 - ・地域とともに安心して過ごせるよう取り組みます
- ② 「創り合う・つながり合う」まちづくり
 - ・地域活力のあふれるまちづくりに取り組みます
 - ・地域の魅力を生かした観光振興に取り組みます
 - ・ネットワークを生かし、発展性あるまちづくりに取り組みます
 - ・歴史や伝統、魅力ある地域資源を次世代につなげます
- ③ 「自然と共存し、生かし合う」まちづくり
 - ・貴重な自然環境を次世代につなげます
 - ・担い手の育成・確保で農林業の振興を図ります
- ④ 「交流し、高め合う」まちづくり
 - ・活力あるコミュニティの醸成に取り組みます
 - ・地域の多様性を尊重した、持続可能なまちづくりに取り組みます



埼玉・上信越方面

緑区の将来都市構造図



I 都市計画マスタープランの策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想
緑区

VI 実現化方策

凡 例		
■ 拠点	■ エリア	■ その他
首都圏南西部における広域交流拠点	まちなかエリア	区界
中心市街地	周辺市街地エリア	
生活拠点	集落エリア	
産業を中心とした新たな拠点	自然調和エリア	
交流・レクリエーション拠点	自然公園	
水辺の拠点		
みどりの拠点	■ 交通網	
水とみどりのふれあい交流拠点	リニア中央新幹線	自動車専用道路
■ 軸	リニア中央新幹線 : 車両基地	主要幹線道路
広域連携軸	鉄道	主要幹線道路 (構想)
都市間連携軸	鉄道 : 整備検討	幹線道路
拠点間連携軸	鉄道 : 構想	地区幹線道路
生活ネットワーク	幹線バス路線 (構想)	地区幹線道路 (構想)
水とみどりの軸	公共交通のあり方検討路線	



【緑区の都市づくりの方針】

(1) 土地利用の方針

- ① 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地利用）
- 橋本駅周辺では本市の中心市街地の1つとして、既存の施設集積を生かしつつ、魅力的な商業機能、サービス機能、業務機能、産業交流機能、情報発信機能、居住機能などの更なる都市機能*の充実を図ります。
 - リニア中央新幹線の駅設置を見据え、橋本駅南口周辺における適切な土地利用転換を検討・推進します。



- 久保沢（城山総合事務所周辺）・中野（津久井総合事務所周辺）・相模湖駅周辺・藤野駅周辺・三ヶ木周辺・寸沢嵐周辺では、生活拠点として機能向上も含めた行政や商業・サービス機能や公共交通機能を生かした市街地の形成を図るなど、生活利便性の向上のための適切な土地利用を誘導します。
- 金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした土地利用の誘導を図ります。
- 若柳地区では、自然を生かした潤いと憩いを感じられる交流レクリエーション拠点の形成を図ります。
- リニア中央新幹線関東車両基地の設置などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。
- 国道16号、国道412号、国道413号、県道48号（鍛冶谷相模原）といった幹線道路などの沿道は、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設*など当該地区にふさわしい土地利用を図ります。
- 圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、周辺地域の状況を踏まえ、地域特性を生かした土地利用の誘導を図ります。



- 土地区画整理事業*などにより形成された良好な住宅地では、市民との協働のもと、地区計画*や建築協定*などの制度を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の維持・向上を図ります。
- 相模原機械金属工業団地、峡の原工業団地、下九沢地区、町屋地区、金原工業団地といった工業地では、市民との協働のもと地区計画などの制度を活用し、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図ります。
- 橋本台、西橋本などの住宅と工場、倉庫などの建物用途の混在が進んでいる地区では、良好な住環境や操業環境の確保に向け、市民との協働のもと、地区計画などの制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

② 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

- 小松・城北地区では、農地、山林及び集落が一体となった里山を保全します。
- 農用地区域*などまとまりのある優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
- 市街化区域*内の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区*に指定し都市環境の向上を図ります。
- 相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの湖や相模川などの水辺の空間を、自然的土地利用として保全し、観光やレクリエーションの場としての活用も検討します。
- 丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などのまとまりのある良好な森林の保全と再生を図ります。

③ 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

- 緑住集落地区では、無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、人口減少などを見据え、地域コミュニティの維持のため、開発許可制度*の適切な運用など地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用の誘導を図ります。



- 市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度の適切な運用や地区計画などの活用により、適切な土地利用を図ります。



- ・市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度*の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用について検討します。
- ・森林と調和する地区では、自然環境の保全を原則としつつ、地域の実情に応じて市民との協働のもと地区計画*などの制度を活用し、周辺の森林と調和する適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。

II (2) 都市力を高める都市づくりの方針

① 橋本駅周辺における広域交流拠点の形成

- ・橋本駅周辺では、JR横浜線、JR相模線、京王相模原線の鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、国道16号、国道129号、国道413号、津久井広域道路*などの幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の開業や駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化します。
- ・駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上と活性化を図るため、駅周辺における安全で快適な歩行空間の整備を図るなど、橋本駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- ・暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能*の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれる都市づくりを推進します。

② 「産業を中心とした新たな拠点」の形成

- ・金原地区では、圏央道相模原インターチェンジ周辺地区の立地特性を生かし、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の充実・連携・相乗効果を図り、既存の工業団地と一体となった拠点の形成を推進します。
- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路などの沿道（川尻南部・大保戸・小倉原・串川）では、産業の展開の可能性がある地区として、地域の雇用の創出に向け、周辺の環境に配慮しつつ、土地利用のあり方について検討します。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

③ 地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化

- ・「生活拠点」に位置付けた久保沢（城山総合事務所周辺）、中野（津久井総合事務所周辺）、相模湖駅周辺、藤野駅周辺、三ヶ木周辺、寸沢嵐周辺、金原周辺では、地域に応じて身近な生活サービスなどの機能の維持・誘導を行い、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。



④ 水辺空間を活用した観光・レクリエーションの振興

- ・宮ヶ瀬湖、相模湖、津久井湖、城山湖などの湖を有する緑区の特性を生かし、地域に点在する観光施設や周辺の豊かな自然環境など、観光資源を適切に維持管理するとともに、相互の回遊性の向上に取り組み、観光交流を促進します。
- ・宮ヶ瀬湖の周辺及びリニア中央新幹線関東車両基地建設予定地周辺などでは、基地建設などの新たな観光資源の整備を踏まえ、周辺市町村間の回遊性を高め、観光交流の向上を図ります。
- ・相模湖周辺では、商業、文化、交流、スポーツ活動などの機能を生かすとともに、県立相模湖公園の充実や近接する若柳の民間テーマパークと連携した観光拠点を形成し、観光産業の振興を通じて地域の活性化を図ります。
- ・相模川や道志川などの清流や、両岸に広がる山々のみどりなど、周辺の豊かな自然環境を生かした水辺空間の保全・活用を図り、観光交流を促進します。
- ・相模川自然の村周辺（大沢・小倉）では、相模川の自然環境を生かし、水に親しむことができるレクリエーションの拠点づくりを推進し、一体となった観光交流を促進します。

⑤ 丘陵地・山岳地における観光・レクリエーションの振興

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などの身近な大自然の環境を保全し、登山、トレッキング、ハイキングなどの観光やレクリエーションの場として活性化します。
- ・周辺の豊かな自然環境と調和した東海自然歩道や関東ふれあいの道などの長距離自然歩道の整備を推進します。
- ・高尾山から陣馬山へ続く豊かな自然環境や、県立藤野芸術の家などの文化施設及び温泉施設など、観光資源相互の回遊性の向上に取り組み、観光交流を促進します。





⑥ 地域資源を生かした観光振興

- ・相模湖地区・藤野地区の駅周辺や地区内の自然を生かした観光交流機能を強化します。
- ・小原宿本陣や旧笹野家住宅などの文化財を地域資源とし、観光交流の活性化を図ります。
- ・農業体験農園の活用や民泊などの宿泊機能の充実の検討などにより地域の活力向上を図ります。
- ・橋本七夕まつり、さがみ湖湖上祭などの地域資源を生かした商業や観光交流を促進します。

(3) 交通体系の方針

① 鉄道ネットワークの形成

- ・橋本駅では、リニア中央新幹線の駅設置に併せ、リニア中央新幹線と在来線間や在来線同士の乗り換え利便性の向上を促進します。

② 広域的な道路ネットワークの形成

- ・中央自動車道については、車線数の増設などによる機能強化に向けた取組を促進します。
- ・国道20号の整備や国道16号の渋滞対策などを促進するとともに、津久井広域道路*の整備を推進し、周辺都市や地域間相互の交流・連携を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。
- ・圏央道相模原インターチェンジや津久井広域道路に接続する構想路線として、(仮称)大西大通り線や(仮称)下九沢大島線について検討します。



③ 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

- ・市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、地域に応じた公共交通の維持確保により、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・津久井広域道路の交通利便性を生かし、津久井広域道路を活用したバス路線の一部再編、公共交通の維持確保など橋本駅と津久井地域をつなぐ公共交通のあり方について検討します。
- ・市民や事業者との協働のもと、コミュニティバス*や乗合タクシー*など、生活交通の維持確保に向けた取組を進めるとともに、そのあり方を継続的に検討します。



- 公共交通の維持が困難な地域については、地域による乗合車両の自主運行の可能性を検討するなど、住民自助、共助及び公助による生活交通の維持確保に向けた取組を進めます。
- 三ケ木バスターミナルでは、事業者との協働のもと、交通ターミナル機能の維持確保を図ります。
- 金原地区では、周辺の土地利用や津久井広域道路*の整備を踏まえ、地域における公共交通のあり方を検討します。

④ 公共交通の利便性向上と利用促進

- 橋本駅では、リニア中央新幹線の駅設置に伴う基盤整備に併せ、鉄道やバス、自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- 相模湖駅、藤野駅では、鉄道やバスなどの乗り換え利便性の向上を図る取組について検討します。
- 公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を、地域や事業者との協働により進め、公共交通の利用を促進します。

⑤ 地域における道路環境の充実

- 国道413号、県道76号(山北藤野)、(都)宮上横山線などの主要な道路の整備や交差点改良、鉄道との立体交差化の検討などを行うことにより、交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制及び安全性の確保など、安全で安心な道路環境の充実を図ります。
- 広域的な道路と効率的かつ効果的に接続する道路網の充実を図るため、(仮称)相原大沢線、(仮称)上九沢青葉線について検討します。
- 橋本駅周辺では、首都圏南西部における広域交流拠点にふさわしい交通の要衝としての機能強化や交通渋滞の緩和、歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、道路網の整備を推進します。
- 金原地区では、周辺の土地利用や津久井広域道路の整備と併せて、(都)金原線の延伸など地区内道路の整備を検討します。
- 狭あい道路における拡幅整備や交通量の多い生活道路における安全対策などを行うことにより、地域の交通の安全確保や利便性の向上を図ります。
- 歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。





⑥ 自転車利用環境の整備

- 自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充や、道路の状況に応じた歩行者と自転車の通行区分の明確化など、自転車利用環境の整備を進めます。
- 駅周辺などにおいて、民間事業者との適切な役割分担をし、連携を図りながら自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。

(4) 環境と共生する都市づくりの方針

① 水とみどりのふれあい交流拠点の形成

- 津久井湖周辺は、都市部*と中山間地域*にまたがっており、豊富な自然資源である城山湖・県立津久井湖城山公園などの大規模な公園や、一都六県を結ぶ自然歩道である関東ふれあいの道があります。
- こうした特性を生かして、市民や来訪者と自然、まち、文化、歴史などが交流するエリアを「水とみどりのふれあい交流拠点」として、その保全と環境共生機能の強化を図ります。

② 都市公園などの整備と適正管理

- 相模原北公園などの市街地の公園については、都市における貴重な緑地空間として適切な維持管理と充実に向け検討します。
- 県立津久井湖城山公園、県立相模湖公園、相模湖林間公園などの自然環境に囲まれた公園は、みどり豊かな潤いのある空間を保全するとともに、魅力ある公園として適切な維持管理と充実に向けた取組を促進します。
- (仮称) 史跡川尻石器時代遺跡公園・(仮称) 城山中央公園は、みどり豊かな潤いのある空間形成を進めるとともに、遺跡公園については、歴史が感じられる魅力ある公園としての整備や充実を図ります。
- 身近な公園が不足している地域における公園などの適切な配置及び充実を検討します。

③ 森林の保全・活用

- 豊かな森林の適切な維持及び保全を行い、森林の公益的機能を発揮するため、間伐・枝打ちなどの森林整備を推進します。また、林業の活性化を図るため、林業事業者への支援やさがみはら津久井産材の利用を促進します。
- 丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などは、水源かん養機能*や多様な生物の生息環境、美しい景観などの保全・再生を促進するとともに、自然を生かした観光交流を推進します。





- ・生物多様性の観点から、ギフチョウ、キマダラルリツバメ、ヤマネ、カタクリなどの貴重な動植物がみられる生息環境の保全策を検討します。
- ・（仮称）相模原市市民の森では、森林活動をサポートする施設の段階的な整備や、自然に配慮した施設の整備を検討します。

④ 緑地の保全・活用

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区、下九沢内出緑地保全地区、若葉台南側斜面緑地保全地区などのまとまったみどりを保全します。
- ・優良農地の保全を図るとともに、営農継続による農地の維持を促進しつつ、各地域の特性を踏まえ、体験農園・市民農園や農家レストランへの活用などを検討します。
- ・市街地に残る身近なみどりである市民緑地やふれあいの森などの樹林地は、みどりに親しめる場としての保全及び活用を図ります。

⑤ 散策路などの充実

- ・高尾山から相模湖や藤野地区へつながる散策路や観光案内機能の整備を推進します。
- ・相模川では、相模川沿いの散策路の充実を図るとともに、相模川自然の村、相模原北公園などの自然環境と親しむことができるレクリエーション施設を連携させる仕組みづくりについて検討します。
- ・境川では、潤いとやすらぎを感じられる魅力的な河川空間とするため、遊歩道などへの活用について関係機関と協議・検討を進めます。

⑥ 水と親しめる空間づくり

- ・相模湖及び宮ヶ瀬湖周辺では、豊かな湖畔林のみどりなど、多様な生物の生息環境を保全するとともに、水や自然とふれあい親しむ空間として活用を図ります。



- ・相模川、道志川、境川などの川沿いでは、関係機関と連携しながら、周辺に残された自然環境への配慮や水と親しめる水辺空間の形成を図ります。



⑦ 里地里山空間の保全・活用

- ・中山間地域*の里地里山の生態系を育む自然環境の保全及び再生を促進するとともに、自然環境を生かした観光交流を進めます。

⑧ 環境負荷低減のための取組

- ・多様な都市機能*が集積する本市の中心市街地の1つである橋本駅周辺では、区役所などの公共施設をはじめとする施設へのクリーンエネルギー*の導入、未利用エネルギー*の活用、建築物の屋上緑化や壁面緑化などにより、環境負荷の低減に向けた取組を促進します。
- ・中山間地域の森林・丘陵地・清流の保全を図るとともに、市街地に残る緑地や水辺空間を保全します。

(5) 都市づくり関連施設の方針

① 生活排水対策の推進

- ・環境に配慮した水環境を維持・構築するため、ダム湖やその他の公共用水域*の水質保全を図ります。
- ・生活排水対策として、公共下水道（污水）の整備を進めるとともに、高度処理型浄化槽の整備及び浄化槽の設置を促進します。

② 雨水対策の推進

- ・集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- ・雨水浸透施設*の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。

③ 下水道施設の維持管理

- ・健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。

④ 河川整備の推進

- ・鳩川は、計画的な河川改修により治水機能の向上を図るとともに、適正な管理により安全で快適な水辺環境の形成を図ります。
- ・河川や水路についての水質向上を図るとともに、自然環境を生かした親水空間の整備を推進します。

⑤ 津久井地区・藤野地区における上水道の適正管理の継続

- ・上水道の適正管理を継続するとともに、津久井地区及び藤野地区においては、簡易水道や小規模水道*の統合・整備を推進します。



(6) 魅力的な景観づくりの方針

① 拠点周辺の景観形成

- 橋本駅周辺では、建物の形態・意匠や色彩誘導、広場・オープンスペースの創出などにより、都市の顔としての活力とにぎわいの感じられる景観を形成するとともに、首都圏南西部の玄関口にふさわしい新しい景観を創出します。
- 相模湖駅・藤野駅周辺では、生活拠点や、やまなみへの玄関口としての特性を生かし、周辺の自然景観に配慮した景観形成を進めます。



② 市街地特性を生かした景観形成

- 境川沿いの市街地では、河川と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観を形成します。
- 相模川や斜面林、優良な農地などを生かし、豊かな自然環境が感じられる景観を形成します。
- 金原地区では、周辺環境と調和した潤いや個性が感じられる景観を形成します。
- 景観重要建造物*である小原宿本陣の周辺では、地域の歴史や風情を生かした魅力的な景観形成について検討します。
- 藤野地区においては、芸術の道、旧甲州街道、古い社寺や古民家など、芸術や歴史・文化と豊かな自然が調和した景観を形成します。

③ 自然環境を生かした景観形成

- 若柳地区における民間テーマパークでは、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観の形成を促進します。
- 相模川自然の村周辺では、潤いとやすらぎが感じられる水辺景観を形成します。
- 相模川の河畔林や橋梁を生かした眺望の場や、親水の場として豊かな水辺景観を形成します。
- 中山間地域*において、農地や山林、集落が一体となった里地里山景観を保全します。



④ 公園における景観形成

- ・ 県立津久井湖城山公園及び（仮称）城山中央公園周辺では、みどりの保全・活用の推進を図り、より市民に親しまれる景観形成を進めます。
- ・ 相模原北公園では、市民がみどりとふれあい親しむことができる景観形成を進めます。

⑤ 森林や自然公園における景観形成

- ・ 青根緑の休暇村、奥相模湖周辺及び宮ヶ瀬湖烏居原地区では、自然景観と調和した景観を形成します。
- ・ 丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園などでは、豊かな自然環境の保全・育成などにより、山々の眺望を生かした景観を形成します。
- ・ 相模川や道志川では、橋梁を生かした眺望の場や、親水の場の活用を図るなど、水辺をより身近に感じられる水辺景観の形成を図ります。



- ・ 津久井湖や相模湖の周辺では、観光振興施策と連携し、豊かな河川景観と調和し、湖を演出する景観を形成します。
- ・ 城山湖周辺では、水辺や相模原方面への眺望などを楽しめる環境の保全、育成を図ります。
- ・ （仮称）相模原市市民の森においては、市民に親しまれる景観を目指した整備を図ります。

(7) 快適な住環境づくりの方針

① 市街地における住環境の形成

- ・ 市街地開発事業*や質の高い民間開発事業の促進による住みよい市街地の形成など、地域の特性を生かした魅力ある住環境づくりを進めます。
- ・ 住宅地では、市民との協働のもと、地区計画*や建築協定*などを活用し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・ 住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。
- ・ 暗所や死角の解消などによる見通しの確保などを防犯対策活動とともに推進します。



② 集落における住環境の維持

- ・森林や河川、農地に囲まれた自然豊かな住環境を守りつつ、空き家や中古住宅に関する情報提供や流通促進に向けた支援などを行うことで、空家等の利活用を促進します。
- ・移住関連施策と連携した農と一体となった住まいなど、様々な住み方が選択できる取組を促進します。



③ 市営住宅の適切な維持管理

- ・入居者の安全・安心を確保し、周辺の住環境に配慮した市営住宅の適正管理により、長寿命化を推進します。

(8) 災害に強い都市づくりの方針

① 拠点周辺における防災まちづくり

- ・橋本駅周辺などの拠点周辺では、建築物や都市施設*の耐震化、不燃化、建て詰まりの緩和、道路整備やオープンスペースの確保など、総合的な防災まちづくりを推進します。

② 市街地の防災性の向上

- ・災害に強い市街地を形成するため、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、オープンスペースの確保などを進めます。
- ・延焼遮断帯*を形成するため、道路、公園などの計画的な維持管理及び整備と併せて、周辺の建築物の不燃化や緑化を促進します。
- ・災害時の安全な避難誘導や円滑な初期消火活動を行うため、生活道路の拡幅整備を進めるとともに、ライフラインの耐震化を促進します。

③ 水害対策などの推進

- ・市管理河川（鳩川など）では、改修事業の実施や一時貯留施設の設置促進などにより、水害に対する安全性の向上を図ります。
- ・相模川や境川では、各管理者と連携しながら治水機能の向上に努めます。
- ・洪水浸水想定区域*など水害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。
- ・浸水被害の軽減・解消を図るために雨水管の整備を推進します。



④ 土砂災害対策の推進

- 土砂災害警戒区域*などでは、集中豪雨などにより、土砂災害の発生の危険性があるため、県と連携を図りながら、対策工事などを促進します。
- 土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。
- 土砂災害に伴う交通網の寸断によって、孤立する集落が発生する恐れがあるため、緊急時における他の拠点や集落との連携対応などの検討を行うとともに、緊急輸送道路*を中心とした道路法面の強化を推進します。